

報道関係者 各位

令和2年11月9日

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課

監督課長 恩田 基弘

統括特別司法監督官 戸畷 浩視

(電話) 052-972-0253

外国人技能実習生の実習実施者に対する 平成31年・令和元年の監督指導、送検等の状況について

～658の事業場に対し、労働基準関係法令違反で是正指導～

愛知労働局(局長 伊藤 正史)は、県内の14労働基準監督署(支署)が平成31年・令和元年に技能実習生の実習実施者(技能実習生が在籍している事業場)に対して行った監督指導、送検等の状況について以下のとおり取りまとめました。

愛知労働局では、受け入れ事業場に対し監督指導などを実施することで、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいます。

また、重大・悪質な事案については、捜査を行い、検察庁へ送検を行うなど厳正な態度で臨んでいます。

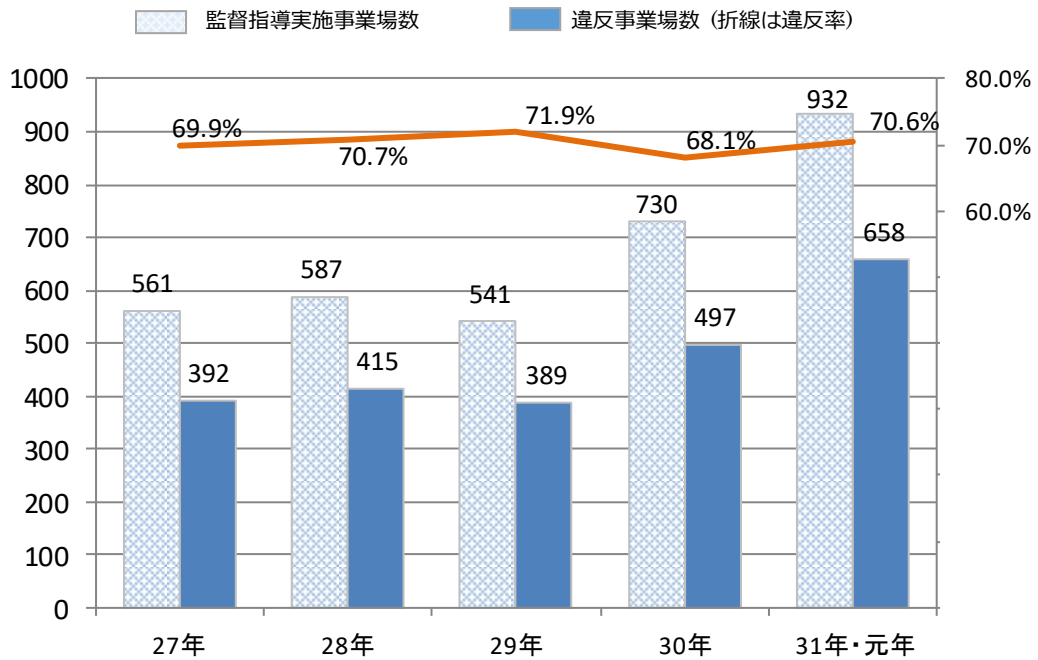
平成31年・令和元年の監督指導・送検の概要

- 監督指導を実施した実習実施者：932事業場
- 労働基準関係法令違反が認められたもの：658事業場(70.6%)。
- 主な違反事項
 - ①違法な時間外労働等、労働時間関係 (214件、22.9%)、
 - ②使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準 (202件、21.6%)、
 - ③時間外・休日労働等に対する割増賃金 (130件、13.9%)
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反により書類送検したもの：7件

(詳細は次頁以降)

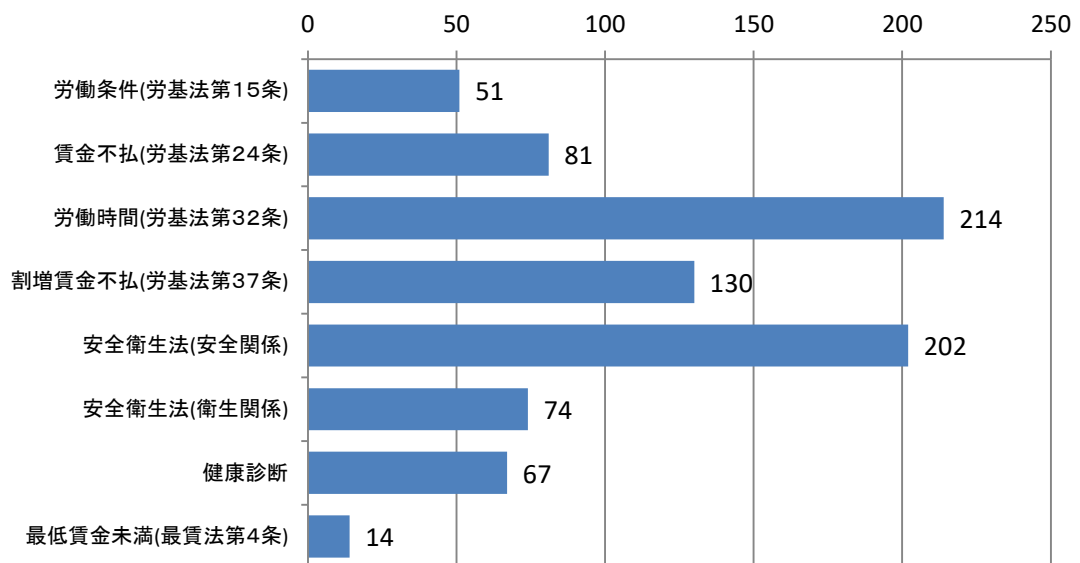
1 監督指導状況

- (1) 実習実施者932事業場に対し監督指導を実施したところ、70.6%に当たる658事業場に労働基準関係法令違反が認められた。



※ 実習実施者に係る違反事業場数、違反率については技能実習生以外の違反を含む。

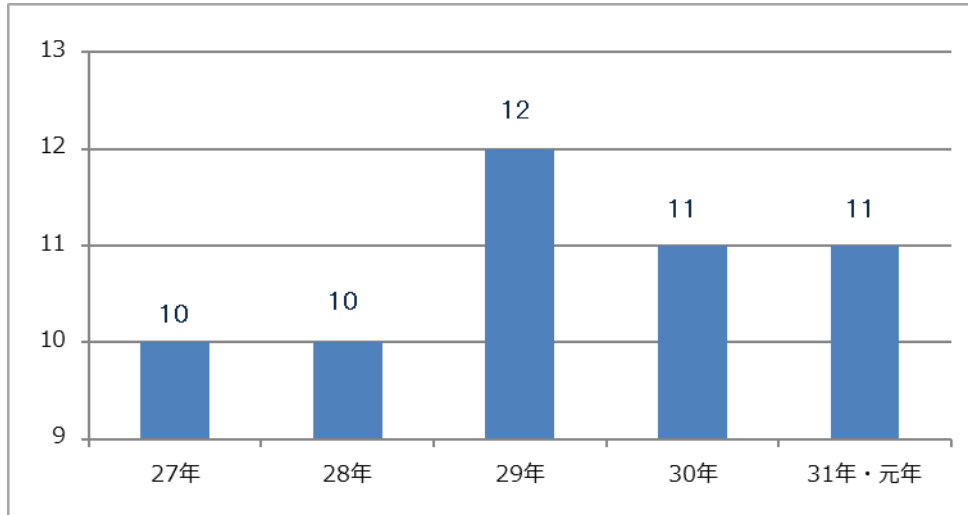
- (2) 主な違反内容のうち、①労働時間（36協定の限度を超える時間外労働を行わせていたもの等）、②安全基準（機械に安全カバーがない状態で作業を行わせていたもの等）、③割増賃金の支払（法定の割増率で計算した時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金を支払っていないもの等）の順で多かった。



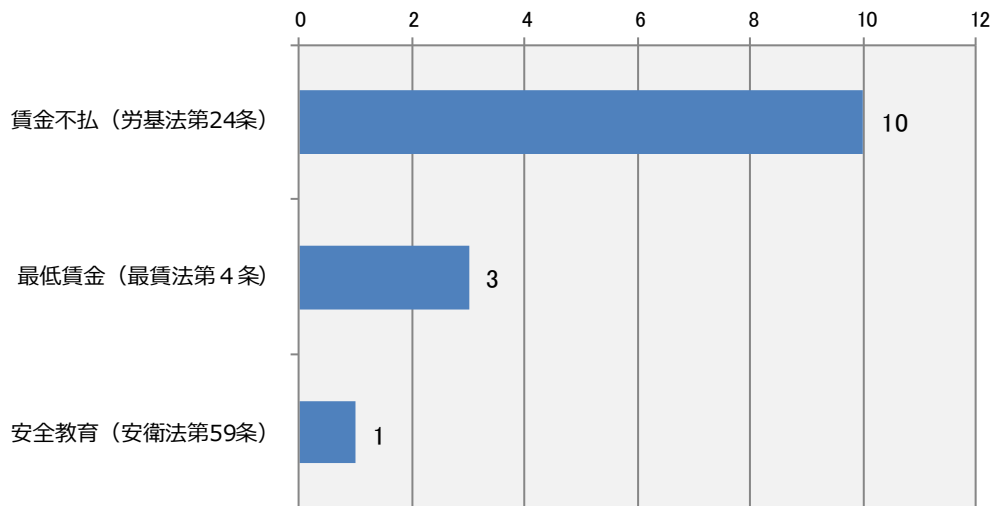
<注> 最低賃金の支払（最賃法第4条）の違反については、契約の賃金額が最低賃金額未満の場合に限る。

2 申告状況

- (1) 技能実習生から労働基準監督機関に対して、労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は11件であった。



- (2) 主な申告内容は、①賃金の不払（10件）、②最低賃金未満の支払（3件）の順に多かった。



<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の合計と申告件数とは一致しない。

【申告事例】タイムカードを2重作成し、割増賃金を支払っていなかった事例

【概要】

- リサイクル業の事業場について、技能実習生から「タイムカードが2枚作成され、労働時間を短く偽ったタイムカードを基に賃金が計算されているため、割増賃金が適正に支払われていない」との申告がなされたため、監督を実施したものの。
- 当初、事業場は不払残業があることを認めなかったが、申告人が残していた正しいタイムカードの画像を事業場に提示したところ、タイムカードの偽造を認め、申告人を含めた技能実習生8名に、適正は割増賃金を支払っていない事実を認めた。
- 申告事項以外に、36協定の上限時間を超えた時間外労働を行わせていた実態が認められた。

【指導事項】

- 1 不払いとなっていた割増賃金について支払うよう是正勧告した。

⇒ 労働基準法第37条違反（割増賃金の支払）

- 2 正しい労働時間を記録したタイムカードを廃棄していたことから、記録の保存について是正勧告した。

⇒ 労働基準法第109条（記録の保存）

- 3 36協定の上限時間を超えた違法な時間外労働を行わせていたため是正勧告した。

⇒ 労働基準法第32条違反（労働時間）

【指導の結果】

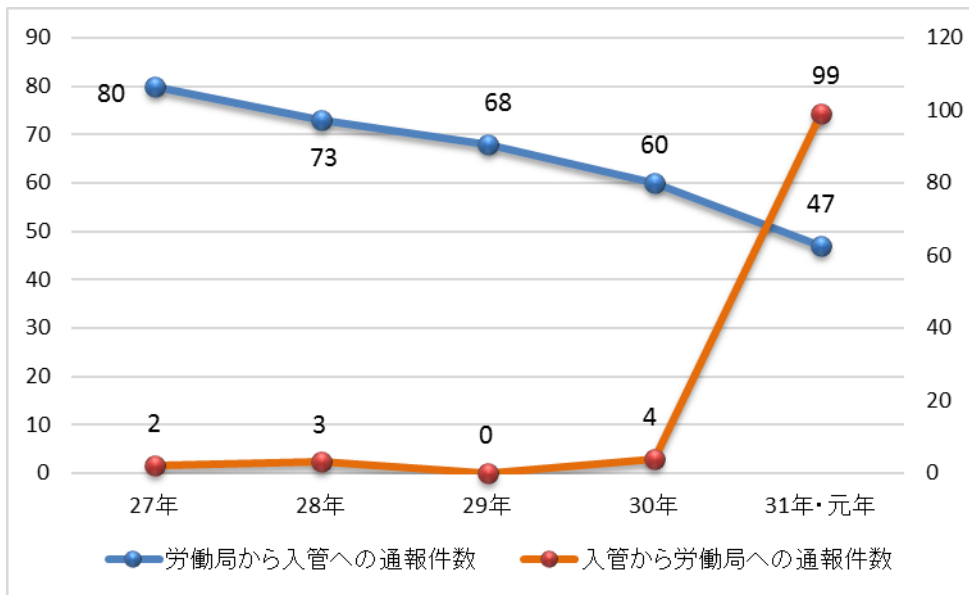
- 不払いとなっていた割増賃金について全額（総額約155万円）が遡及して支払われた。
- 労働時間についてはタイムカードで適正に把握するようにし、違法な時間外労働を解消するとともに、タイムカードについては、責任者が保存・管理を行うようにした。

3 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況

技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、その監督実施等の結果を相互に通報している。

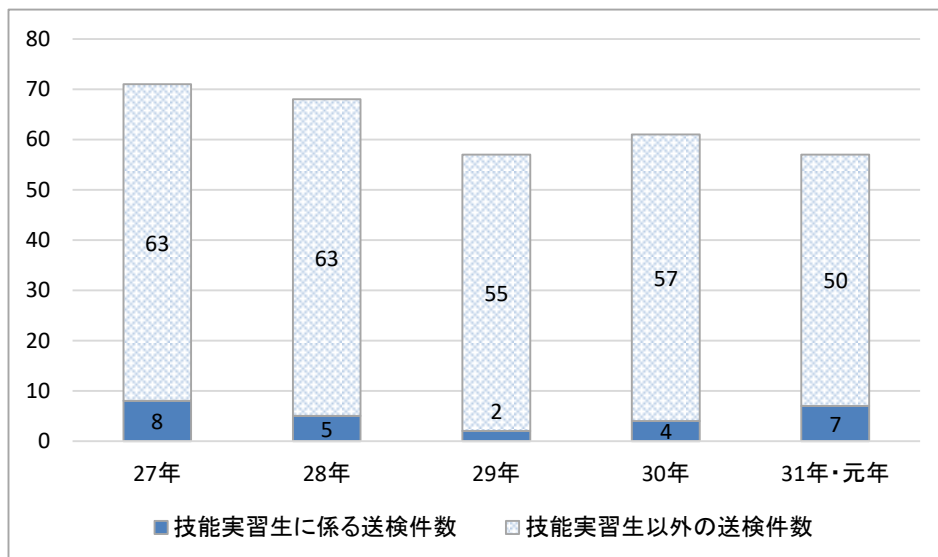
技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められたとして、労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報した件数は47件であった。

出入国管理機関・外国人技能実習機構に通報した違反内容のうち、労働時間（36協定の限度を超える時間外労働を行わせていたもの等）、最低賃金未満の支払、機械のそうじ等の場合における運転停止措置に関するものが多かった。



4 送検状況

技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められたとして送検した7件の内容は、最低賃金法違反が4件、建設工事現場での一酸化中毒が3件であった。



【送検事例】 申告を端緒に捜査に着手し、最低賃金法違反等で4社を送検

【捜査経過】

- 縫製業の事業場X（個人経営）について、技能実習生からの申告を基に、出入国在留管理局と合同調査を行ったところ、①所定労働時間を実際より短く装い、最低賃金を下回る賃金額で基本給及び割増賃金を支払っていること、②社会保険の資格を喪失させたにもかかわらず、賃金から違法に保険料を控除していること、③雇入れ時に労働条件通知書を交付していないことが疑われた。
- また、事業場Xの代表者Yが事業主を務める監理団体から技能実習生を受け入れている3社についても調査を行ったところ、事業場X同様、上記①及び②について違反が疑われた。
- 捜査の結果、会員企業3社は代表者Yと連絡の上、事業場Xと同様の違反を行っており悪質であると判断し、事業場Xと会員企業3社を送検した。

【被疑事実】

○ 事業場Xについて

1 最低賃金額以上の賃金及び法定の割増賃金を支払っていなかったこと。

⇨ 最低賃金法第4条第1項（最低賃金額以上の支払）、労働基準法第37条（割増賃金の支払）

2 社会保険に加入していないのに、健康保険及び厚生年金保険料を賃金から違法に控除していたこと。

⇨ 労働基準法第24条（賃金の支払）

3 労働契約の締結に際し、労働条件を書面等により明示していないこと。

⇨ 労働基準法第15条（労働条件の明示）

○ 会員企業3社について

上記、1及び2に同じ。